

佐那河内村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月27日(木) 午後3時30分から午後4時30分

2. 開催場所 佐那河内村農業総合振興センター 2階西会議室

3. 農業委員 (9人)

会長	1番	星山隆啓
会長職務代理者	2番	山本光雄
委員	3番	日下正人
	5番	國原和彦
	6番	長江操
	7番	大西克史
	8番	森本允補
	9番	大仲香織
	10番	松長護
農地利用最適化 推進委員(3人)	高樋地区	11番 河原 功
	嵯峨地区	12番 大岩 和久
	宮前東地区	13番 池田 吉信

4. 欠席委員 (1人) 4番 笠井博美

欠席農地利用最適化

推進委員(1人) 宮前西地区 14番 中野 實

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案の上程

議案第13号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第14号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条に規定する農業振興整備計画の軽微な変更について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本利也

## 7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和元年6月総会を開会いたします。

本日、4番笠井博美委員、14番中野 實農地利用最適化推進委員より欠席の旨通知がありました。それと、書記の栗原ですが休暇のため欠席させていただきます。よろしくお願いいたします。

はじめに、星山会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

本日の出席委員は、委員9名が出席しておりますので、総会は成立しております。

それでは、佐那河内村農業委員会会議規則により、議事の進行を星山会長をお願いいたします。

議 長 それでは、佐那河内村農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。  
(異議なし)

それでは、2番山本光雄委員、10番松長護委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の山本利也さんを指名いたします。

それでは、日程第3の議案第13号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「佐那河内村農用地利用集積計画(案)の決定について」を、議題に供します。

事務局より、議案第13号の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の1ページ、2ページをご覧ください。今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案6件でございます。議案第13号は、すべて地権者から借人に直接権利を設定する件です。

佐那河内村長より令和元年6月20日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が3件、新規の利用権設定の計画が3件で、面積は、11,583㎡です。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

整理番号1の権利の種類につきましては使用貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため、  
さんとさんの2名による共同申請で利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、さんです。土地の所在地については、14番1、現況 畑、1,276㎡、63番1、現況 畑、587㎡で、利用目的は、みかんです。始期は令和元年7月1日から終期は令和4年6月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

5 番 場所ですが、嵯峨の集落排水施設の所を上がって行った所にあります。

■■■■さん、これはお母さんです。■■■■が息子さん。名義はお母さんになっています。63-1がみかん。下の14-1がデコボンばらばらという感じです。

左側に太陽光があります。借り主の■■■■さんについては、田んぼが主です。奥さんの里がみかんやっているという事です。以上です。

議 長 みかんに関しては新規ということですね。

5 番 借りるのが新規です。勤め人ではないけど自営業というてました。

8 番 だいぶ前から借りてるのですか。

5 番 今回初めてです。ここの畑14-1は最初みかんです。土地があまり良くなくてやめて、今はデコボンやってます。

議 長 ありがとうございます。何かご質問はありますか

議 長 それでは、整理番号1について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号1は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号2について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 整理番号2の権利の種類につきましては貸借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため、■■■■

■■■■さんと■■■■さんの2名による共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、■■■■さんです。土地の所在地については、■■■■50番、現況 畑、1, 568㎡で、利用目的は野菜です。借賃については、10aあたり9, 566円で、一筆15, 000円です。始期は令和元年7月1日から終期は令和2年6月30日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

2 番 場所は、村営住宅の前です。■■■■さんについては皆さんご存じの通り、地域おこし協力隊でこの間から住居を探していましたが、中辺の■■■■の裏で住まいをなさっています。それで、もうすでにすだちとか色んな物やられているようですが、その園地については、ふゆわらべ(白ネギ)をするそうです。野菜については分かりませんが、すだちについても熱心にやられていましたので問題無いかと思えます。よろしくおねがいします。

議 長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

『自』と『借』の意味は。

事務局長 前にも聞かれたけどよく分かりません。

議 長 ■■■■さんの所、自と借と、どちらがうのかと思ひまして。

2 番 借地ではないですね。

事務局長 ではないですね。

議 長 自作ですね。全部。

一年契約というのは、やってみないと分からないという事で。  
新規就農ということで。

2 番 冬わらべ、一反半全部するのですかね。これだけで無いですよ。大変です。

議 長 自営で食べていこうと思ったらそれぐらいやってないと。

1 3 番 一人でやっているのですか。

議 長 奥さんがたまに手伝っていますよね。

5 番 手間かかりますよね。

2 番 土入れするのが大変です。

議 長 それでは、整理番号2について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号2は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 整理番号3の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[ ]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]さんです。土地の所在地については、[ ]94番、現況 田、1, 280㎡、[ ]132番、現況 田、360㎡で、利用目的は水稲です。借賃については、10aあたり9, 147円で、二筆で15, 000円です。始期は令和元年7月1日から終期は令和2年6月30日の1年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

3 番 場所は、徳島方面から来て、根郷集会所を左に行って、十字路のところを右側に登っていった所に田んぼがあります。今現在水稲しています。管理できないということで、よろしくをお願いします。

議 長 一年契約ですか。

3 番 借りる側が70歳超えてる高齢者ですから。

議 長 再設定ですからねえ。

1 3 番 問題無いでしょう。

議 長 それでは、整理番号3について、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議がないと認めますので、整理番号3は原案のとおり決定いたしました。  
続いて整理番号4について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 整理番号4の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため、[ ]さんと[ ]さんの2名による共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]さんです。土地の所在地については、[ ]40番、現況 畑、885㎡、[ ]

40番2、現況 畑、244㎡で、利用目的はすだちです。借賃については、10aあたり20,000円です。始期は令和元年7月1日から終期は令和4年6月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

6番 場所は、長願寺から裏へ山手の方に行きまして、すだちが15～16年生の物が植わっています。

再設定です。問題無いと思います。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号4について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号5について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 整理番号5の権利の種類につきましては賃借権の再設定であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、[ ]さんで、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]さんです。土地の所在地については、[ ]47番、現況 畑、1,163㎡で、利用目的はすだちです。借賃については、10aあたり20,000円です。始期は令和元年7月1日から終期は令和4年6月30日の3年契約です。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

6番 さきほどの隣になります。同じような、感じですだちです。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

議長 それでは、整理番号5について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号5は原案のとおり決定いたしました。

続いて整理番号6について、事務局より説明をお願いします。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。整理番号6の権利の種類につきましては使用賃借権の新規であり、利用権の設定等をする者の住所、氏名は、未相続地のため、[ ]さんと、[ ]

[ ]さん、それと[ ]

[ ]さんの3名による共同申請で、利用権の設定等を受ける者の住所、氏名は、[ ]さんです。土地の所在地については、

[ ]32番1、現況 田、1,499㎡、[ ]158番、現況 田、

2,346㎡、[ ]159番、現況 田、375㎡で、利用目的は水稲

です。始期は令和元年7月1日から終期は令和6年6月30日の5年契約で

す。

計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。  
補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

8番 場所は、落合橋から寺谷の方に向かって行ったら菅沢の橋があります。  
橋の下が32番1。現在水稻作っています。158と159ですが、  
から川向こうになります。ここではお米は作れません。ガタガタでトラクターが壊れます。水は無いし。菜の花と野菜ナスビ等作っています。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか  
10番 寺谷ってなってるけど、菅沢ですか。

議長 そうですね。川が境になっているのですか。

2番 もともと、どこの方ですか。

議長 ここの土地から出てる人ですよ。

2番 佐那河内の方ですよ。結構広いですよ。

11番 車使ったら壊れてしまいますよ。今は何も植えていません。

議長 場所的には良い所ですから、役場が整備して欲しい所ですけど。  
本人がやる気になったら、石が埋まったりしても。災害で出ませんか。

事務局長 出ません。個別では。

議長 土をのけて入れ替えしてくれないのですか。負担金はいるだろうけど。

事務局長 個人では無いです。

議長 崩れたらできますか。

事務局長 災害復旧出来ます。

10番 みな自分でのけてたのですか。

事務局長 そうです。

2番 崩れてきたのだったら別でしょ。

事務局長 何も無いです。公共の土地が崩れたのだったら責任もってくれるけど。

2番 昔は補助が多少あった様な。

8番 菜の花植えようかとしています。

2番 広いですよ。これだけ菜の花出来るのですかね。

議長 それでは、整理番号6について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、整理番号6は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号「農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条に規定する農業振興整備計画の軽微な変更について」を、議題に供します。

事務局より、議案第14号の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の3ページをご覧ください。こちらは、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の軽微変更について、農業委員会の意見を求めるものです。  
申請人の住所、氏名は、  
さんで、土地の所在地については、148番1、登記地目 田、400㎡のうち変

更面積は89㎡で、今回は農振農用地区域内に農業用倉庫を設置するため、農用地から農業用施設用地への用途区分変更を行います。農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条に規定する農業振興整備計画の軽微な変更を要するものに該当いたします。

この案件が承認されますと、この後、村長名で県に送付し、農振農用地の軽微な変更完了後に、農業委員会へ転用の届出処理で完結となります。

議長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。

補足説明がありましたら、あわせてお願いします。

9番 場所は府能バイパスから仁井田へ降りて行って、旧道添いになります。桜集会所に行くまでの場所になります。もともとはすだちのハウスだったのですが、バイパスを作る際に用地とかかったので一部すだちは残ってました。そこへ農機具を置く単管パイプで倉庫を作りたいということで、今回申請出しています。

議長 ただいま説明がありました。何かご質問はありますか

こういった件でも申請必要ですか。あきらかに農業倉庫と分かっているけども。

事務局長 90㎡未満が一番簡単な手続きで出来ます。89㎡にしてるんですけど、ただ倉庫自体は、一番最後にもありますが8×9=72㎡です。ですけど、89にしてるのは90㎡未満は届け出だけで出来るということで、残りの17㎡はコンクリート打って進入路という形にしたいので、いっぱい89㎡にしているみたいです。

10番 写真のは柚子ですか。

9番 柚子とか植わっているんですけど、手入れはあまり出来ていません。

草は刈っています。だいぶ面積的に小さくなりすぎて。農地除外というのを出さないで、そのまま農地の軽微な申請だすということで今回に至ります。

議長 倉庫っていうのは壁があるのですか。例えばビニールハウスみたいなので倉庫にしてる所ありますけど。

事務局長 これもそんな感じですよ。単管パイプで。

議長 コンクリート打つのですよね。

敷打つのと打たないのとでは違いますよね。

2番 たくさんやってる人いますよね。

13番 道ぶちだと、ちゃんとやってないと言われます。

2番 するんだったら一発に除外したらいいのに。

事務局長 農地と雑種地で税金差が。

議長 宅地並みに必要ですね。

10番 これ、■■■■さんですか。

9番 いえ。■■■■さん。空き家になっています。誰も住んでいません。

議長 土地は■■■■さんの土地ですね。

議長 それでは、議案第14号について、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないと認めますので、議案第14号は原案のとおり決定いたします。

た。

次に、報告事項がありましたら事務局より説明をお願いします。

事務局長 農地法第4条許可に伴う工事完了証明願が1件、農地法第5条許可に伴う工事完了証明願が2件ございましたのでご報告します。工事完了証明願の申請がありましたら、現地確認を行い、会長名により工事の完了を証明し、証明書を法務局へ提出することにより農地から転用できることとなります。

農地法第4条許可に伴う工事完了証明の申請人の住所、氏名は、  
[redacted] さんで、土地の所在地については、  
[redacted] 18番4、登記地目 田、181㎡で、転用の目的は居宅となっております。平成30年10月11日付けで県から転用の許可を受け、平成31年4月23日付けで工事完了証明願の提出がありました。既に造成済みの案件であり、証明願に係る添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により証明書を発行いたしました。

農地法第5条許可に伴う工事完了証明の申請は2件で、申請人の住所、氏名は、どちらも [redacted]  
[redacted] さんです。1件目土地の所在地については、[redacted] 52番2、登記地目 畑、226㎡、[redacted] 52番4、登記地目 畑、311㎡で、転用の目的は太陽光パネルとなっております。平成30年9月20日付けで県から転用の許可を受け、令和元年5月29日付けで工事完了証明願の提出がありました。2件目の土地の所在地については、[redacted] 52番1の一部、登記地目は畑、159㎡で、こちらも転用の目的は太陽光パネルです。平成25年7月25日付けで県から転用の許可を受け、その後平成25年3月28日に工事完了しておりましたが、完了証明願の提出がされておらず、令和元年5月29日付けで工事完了証明願の提出がありました。2件とも計画の変更無く工事は完了しており、証明願に係る添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により証明書を発行いたしました。

議 長 ただいまの報告について、いかがでしょうか。  
(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際に、その他の件についてご発言があればお願いいたします。  
(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年6月総会を閉会いたします。

会議の顛末を記録しその確認を認めるため捺印する。

佐那河内村農業委員会会長 星山 隆啓

佐那河内村農業委員会委員 山本 光雄

佐那河内村農業委員会委員 松長 護